特定機関の基準適合に係る主な確認項目

	確認項目	確認内容
家事支援活動の	請負契約によること	請負契約に基づき、家事支援活動を提供するこ
提供に係る契約	(指針第3第1項)	と。
	家事支援活動の提供内容	家事支援活動の提供内容が、請負契約において明
	の請負契約による明確化	確に定められ、政令及び解釈に定める家事支援活
	(指針第3第3項)	動の範囲内であること。 5 号業務を含む場合は、
		解釈第一1.(2)②の「併せて実施される」に
		抵触しないこと。
事業実施・雇用	事業区域が愛知県内	事業実施区域以外の区域において家事支援活動
ー に係る区域	(指針第3第2項)	を提供しないこと。
	雇用事業所が愛知県内又	本社又は直営事業所が、事業実施区域内又はこれ
	は隣接区域内	に隣接する市町村の区域内(認定区域計画におい
	(指針第4第1項)	て別途定めた区域がある場合には、当該区域内)
		に所在すること。
家事支援活動の	住み込みの禁止	外国人家事支援人材を利用世帯の住居等に住み
提供・雇用に係	(指針第3第1項但書)	込ませないこと。
る禁止事項	利用世帯による指揮命令	利用世帯において、外国人家事支援人材を指揮命
	の防止措置	令の下に労働させないこと。
	(指針第3第3項)	
	雇用契約期間が通算3年	契約締結に当たって、本事業に基づく家事支援活動なる第一大のケスト
	以内 (指針第4第4項)	動を通算して3年以上行わせないこと。
	家事支援活動以外の業務	外国人家事支援人材に家事支援活動(これに付随
	に従事させない	する業務を含む。)以外の業務をさせないこと。
	(指針第4第8項)	
雇用条件の明確	フルタイムで直接雇用	外国人家事支援人材をフルタイムで直接雇用す
化	(指針第4第1項)	ること。
	職務内容等を明確化した	職務内容、雇用期間、報酬額その他の雇用条件を
	雇用契約の締結	明確に定めた雇用契約を文書で締結しているこ
弗田名和 却聊	(指針第4第1項)	と。
費用負担・報酬 等	渡航等の費用負担の明確 化	渡航費その他の費用の負担者、負担割合等を関係 当事者の合意により明確かつ適切に定め、文書で
4	(指針第4第2項)	日 事 有 の 古 息 に よ り 切 確 か つ 過 切 に 足 め 、 文 音
	日本人と同等の報酬	報酬額が、同等の家事支援活動に日本人が従事す
	(指針第4第3項)	る場合の報酬と同等額以上であること。
	保証金・違約金の契約がな	外国人家事支援人材等から、保証金の徴収等金銭
	<i>\</i> \	の管理をせず、違約金を定める契約を締結してい
	(指針第4第5項)	ないこと等。

確認項目		確認内容
外国人家事支援	住居の確保	事業実施区域を含む都道府県内(認定区域
人材の住居	(指針第4第7項)	計画において別途定めた区域がある場合
		には、当該区域内)において、外国人家事
		支援人材の住居を確保すること。
	適切な住居費負担	外国人家事支援人材から徴収予定の宿舎
	(指針第4第7項)	費の額が、「宿舎費ガイドライン」に適合
		していること。
教育・研修	適切な研修計画	外国人家事支援人材に対し、家事支援活動
	(指針第4第9項)	に関する教育訓練、入管法令、労働法令、
		苦情相談窓口の周知等、必要な研修を行う
		こと。
外国人家事支援	苦情・相談窓口の設置等	苦情・相談窓口を設置、適切な対応体制を
人材の保護	(指針第8第1項)	確保し、利用世帯において受けた不当な扱
		い等に対応するための保護の仕組みを設
		けていること。
	不利益な取扱いの禁止	苦情・相談窓口に苦情を申し述べ、又は相
	(指針第8第2項)	談を行ったことを理由として解雇その他
		の不利益な取扱いをしないこと。
帰国旅費の確保	帰国旅費の負担	外国人家事支援人材が病気等のやむを得
その他の帰国担	(指針第9第1項)	ない理由により帰国旅費を負担できない
保措置		ときは、当該帰国旅費を負担すること。
	帰国旅費の確保	特定機関が倒産等のやむを得ない理由に
	(指針第9第2項)	より帰国旅費を負担することができない
		ときに当該帰国旅費が確保されるよう必要な世界を講ぶていること
		要な措置を講じていること。
	帰国旅費の控除禁止 (指針第9第3項)	上記旅費を賃金の控除等により当該外国 人家事支援人材に負担させないこと。
⟨▽▽☆ ムム 甘∵株	事業遂行に必要な経済的基礎等	事業を遂行するために必要な経済的基礎
経済的基礎	・	事業を逐1] するために必要な軽値的基礎 が十分であること。
	(以口切工1 本切 4 勺 <i>)</i> 	か 刃 しめること。 事業を的確に遂行するために必要なその
		他の能力が十分であること。
 事業実績	家事代行の事業実績	家事代行・家事補助の業務に係る事業を行
	(政令第 17 条第 3 号)	本事代目・家事補助の業務に係る事業を1] った実績が3年以上あること。
	 欠格事由に非該当	政令第 17 条第4号に規定する事項に該当
7\TH # PH	(政令第 17 条第 4 号)	しないこと。
		指針に関する事項について5年以内の違
		反行為がないこと。
		12 11 301 1 4 7 7 0 0